

令和8年度 庄内空港利用旅行商品造成支援助成金交付要綱 [庄内イン]

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内空港発着の航空便を利用した募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行（以下「旅行商品」という。）の造成、販売の実施にあたり、旅行会社に対し助成金を交付することにより、庄内空港の利用拡大を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、庄内空港を利用した旅行商品を企画し、販売及び催行した旅行会社とする。

(助成内容)

第3条 旅行商品販売推進助成を実施する。

(1) 内 容

旅行会社が主催する庄内空港発着の航空便を利用した旅行商品造成に対する搭乗席数に応じた助成。(添乗員等は助成対象外とする)

(2) 助成要件及び助成額

山形県内に1泊以上の宿泊を要件とし、助成額は別表1のとおりとする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象となる旅行商品は、原則として、販売開始日が令和8年4月1日以降であり、到着日が令和9年3月31日までのものとする。

(旅行商品造成届)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、山形県電子申請サービス「やまがたe申請」より必要書類を添えて、原則としてその旅行商品の募集前に、庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）に旅行商品造成届を申請するものとする。

(認定)

第6条 協議会は、旅行商品造成届の申請があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であることを確認した上で、提出者に認定書（様式第1号）を交付する。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、交付を受けた認定書に基づき、交付申請書（様式第2号）に搭乗証明書を添えて、催行後速やかに協議会に提出するものとする。

(助成金交付)

第8条 協議会は、前条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(その他)

第9条 予算の都合上、助成期間中にかかわらず、助成額が予定の額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より適用する。

[別表1]

区分	宿泊地要件	経路	片道利用	往復利用
庄内イン旅行商品 席助成	山形県内 宿泊1泊以上	庄内⇄羽田	3,000円/人	6,000円/人
		乗継利用	6,000円/人	12,000円/人

様式第1号

庄内空港利用旅行商品造成支援助成事業
旅行商品造成認定書

令和 年 月 日

様

庄内空港利用振興協議会
会長 佐藤 聡

令和 年 月 日付で届出のありました下記の旅行商品造成を、標記事業の対象とすることについて認定します。

記

1 旅行商品造成助成の認定

認定No.【A- 〇〇】

旅行商品名：

出発日：令和 年 月 日（ ） 泊 日

認定催行数 _____ 催行

認定座席数 _____ 人・_____ 席

庄内⇄羽田線

乗継利用

(旅行商品造成助成)

- * 旅行催行後速やかに、助成金交付申請書をご提出願います。
- * 認定後に出発日等に変更があった場合は、速やかにご連絡願います。

【お問い合わせ先】

庄内空港利用振興協議会事務局 [庄内総合支庁総務課連携支援室]

住所 / 〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

TEL / 0235-66-5442 FAX / 0235-66-2835 E-mail / yshonairenkei@pref.yamagata.jp

庄内空港利用旅行商品造成支援助成事業
販売推進助成金交付申請書

令和 年 月 日

庄内空港利用振興協議会
会長 佐藤 聡 様

申請者 事業者名称
代表者氏名
所在地
担当者名
電話番号

下記旅行商品について、標記助成金の交付を受けたいので、関係書類を添付して提出します。

記

1 認定番号 _____ ※認定書に記載された認定番号を記入(例、A-3)

2 旅行商品名 _____

3 催行日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 販売座席数 庄内空港着 _____ 席
庄内空港発 _____ 席
合計 _____ 席

5 申請額 _____ 円

(庄内⇄羽田線 片道利用 3,000円 × _____ 席
庄内⇄羽田線 往復利用 3,000円 × 2 _____ 席
乗継利用 片道利用 6,000円 × _____ 席
乗継利用 往復利用 6,000円 × 2 _____ 席)

【添付書類】

- 搭乗証明書、最終の旅行行程表(宿泊先が記載されたもの)
- 振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の分かる資料